平成２７年（フ）第４２７９号
大阪府高槻市登町20番Ｂ27―205号
債務者　松屋商事こと　角田　　修
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９６号
大阪府東大阪市西岩田４丁目４番32号、住民票上の住所大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―205号
債務者　木下修一こと　李　　修一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４８号
大阪市西成区南津守７丁目13番46―202号
債務者　片山　照久
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５０号
大阪府東大阪市新喜多１丁目１番20号
債務者　城　　好伸
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５９号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番12―410号
債務者　浦田なる美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６８号
大阪府吹田市五月が丘南28番23号（501）
債務者　江越　敬介
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７１号
大阪市中央区高津２丁目３番１―603号
債務者　岡田　正彦
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７８号
大阪市港区磯路３丁目24番13―601号
債務者　月野　ゆき
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７１号
大阪府枚方市長尾元町６丁目20番７―305号
債務者　原口　浩一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２号
沖縄県浦添市宮城３丁目９番15―606号
シャトレリバーサイド
債務者　並木　　浩
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９９号
新潟県長岡市雨池町138番地
債務者　池田　富義
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1558番地１
債務者　中島カヲル
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
新潟県長岡市花園３丁目３番17号
債務者　福田　能久
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
新潟県長岡市寿２丁目５番15号　寿団地県営住宅Ｂ号棟Ｂ―35号室
債務者　川上　圭子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
新潟県長岡市山古志竹沢甲2478番地１　竹沢公営住宅２―２号室
債務者　畔上　　美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１４４０号
名古屋市昭和区白金２丁目６番19号
債務者　柿田　美穂
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５８号
愛知県春日井市小野町５丁目89番地５　ＣＯＺＹ小野102号
債務者　奥居　浩太
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部